

## 改正派遣法に基づくマージン率の公開

対象期間:2023年3月1日～2024年2月29日

事業所	栃木県宇都宮市岩曽町 1333 番地
派遣労働者の数	3人(2024年2月29日付け派遣労働者数)
派遣先の数	3社(2023年度派遣先事業者数)
労働者派遣に関する料金	22,939円(2023年度労働者派遣に関する料金の平均額)
派遣労働者の賃金	13,712円(2023年度派遣労働者の賃金の平均額)
マージン率	40.2%(2023年度マージン率の平均)
教育訓練に関する事項	派遣就業前に、個人情報保護法基礎研修及び情報セキュリティ研修を行います。その他、ご希望の方には無料もしくは特別料金を各種講座を受講できます。
その他福利厚生等	派遣でご就業いただくに際して健康保険・厚生年金・雇用保険に加入、ならびに任意でグッドライフクラブに入会することで様々な福利厚生を利用出来ます。また、対象となる方には産前産後休暇・育児休暇・介護休業の制度もご利用可能です。
労働者派遣法 30 条の 4 第 1 項の 労使協定締結の有無	有
上記労使協定の有効期間	2023年3月1日～2024年2月29日
上記労使協定の対象となる労働者の 範囲	全ての派遣労働者
キャリアコンサルティングの相談窓口連 絡先	本社 028-664-3711

平成 24 年 10 月 1 日施行の「労働者派遣法改正法」により、派遣元事業者（当社）は、毎事業年度終了後、派遣先から受け取る派遣料金に占める派遣料金を派遣労働者に支払う賃金の差額の割合（マージン率といいます）を公開することが義務付けられました。（法第 23 条第 5 項）

このマージン率は以下の計算式で算出されます。

$$\text{マージン率} = \frac{\text{派遣料金の平均額} - \text{派遣労働者の賃金の平均額}}{\text{派遣料金の平均額}}$$

(小数点以下一位未満を四捨五入する)